

学校法人九州学園情報セキュリティ基本方針

平成28年4月1日
学校法人 九州学園

(目的)

第1条 学校法人九州学園（以下「学園」という。）が教育・研究活動及び業務を安全に遂行するためには、情報システムの整備に加えて、学園の情報資産のセキュリティを確保することが不可欠である。学園においては、教職員及び学生等の全構成員が、情報システム及び情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むものとする。

(方針)

第2条 学園においては、前条の目的を達成するため、学校法人九州学園情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ組織体制の整備
- (2) 情報システムに対する侵害の阻止
- (3) 情報資産の分類と管理
- (4) 学園内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止
- (5) 情報セキュリティポリシーの評価及び更新

(義務)

第3条 学園の情報資産を利用する全ての者は、本方針、対策基準その他これらに基づき定められる規定等、並びにその他関連法令等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針、対策基準その他これらに基づき定められる規定等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規程等の定めるところによる。